

令和3年定例第4回市議会開催のお知らせ

☎ 議会事務局 議会事務局係 (Tel.64-1541)

日程	内容
11月30日(火)	本会議開会日 (議案提案など)
12月1日(水)	一般質問
12月2日(木)	一般質問
12月3日(金)	一般質問
12月6日(月)	総務常任委員会
12月7日(火)	文教厚生常任委員会
12月8日(水)	産業建設常任委員会
12月10日(金)	本会議閉会日 (討論・採決)

令和3年定例第4回市議会は、次の日程で開催予定です。
 ※会議開始時間は午前9時30分です。
 ※日程は変更になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、傍聴は極力お控えください。
 ※本会議の様子は、インターネットで中継、録画配信を行っています。パソコンやスマートフォン、タブレットなどで見ることができます。

市ホームページ
 みやま市議会
 インターネット中継



市ホームページ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

☎ 大牟田年金事務所 (Tel.52-5294)

国民年金保険料は、所得税・住民税の社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和3年中に納付した保険料の全額です。
 ※令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象となります。
 ※家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料もあわせて控除が受けられます。控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。
 ▼証明書は11月に送付されます
 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に発送されます。紛失しないように保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。
 ▼10月以降に初めて納付した人には、令和4年2月に送付されます
 年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に今年初めて保険料を納付した人には、同様の証明書が令和4年2月に送付されます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関する相談は、次のダイヤルでもお受けしています。
■ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル)
 (Tel.0570・003・004)
 ※050から始まる電話の場合は、03・6630・2525にかけてください。
■受付時間
 ▼月曜～金曜 午前8時30分～午後7時
 ▼第2土曜 午前9時30分～午後4時
 ※祝日(第2土曜は受け付けます)、年末年始を除く。

図書館西側駐車場・コミュニティバス停利用休止のお知らせ

☎ 図書館利用: みやま市立図書館 (Tel.64-1117)、コミュニティバス: 企画振興課 (Tel.64-1550)



総合市民センター建設に伴う外構工事の実施のため、**11月15日**よりみやま市立図書館西側駐車場の利用ができません。
 コミュニティバスも「市立図書館」バス停の利用ができませんので、「みやま市役所」バス停を利用ください。
 利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしますがご理解いただきますようお願いいたします。

見すごすな 子どもたちの SOS 11月は「児童虐待防止推進月間」

☎ 市家庭児童相談室 (Tel.64-1566)

虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りに助けを求めています。「泣き声通報」など子どもからのサインを見すごさず、虐待を疑うときは、すぐに連絡ください。
 ※通報者や通報内容の秘密は守られています。
■児童虐待とは
 ▼身体的虐待 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
 ▼性的虐待 性的行為の強要や、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
 ▼ネグレクト 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力をふるうことなどを放置する など
 ▼心理的虐待 言葉により脅す、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DVなど) など
■子どもを虐待から守るために
 被害を受けている子どもや虐待してしまう保護者からの相談も受け付けています。一人で抱え込まず相談ください。
■体罰によらない子育てを上げましょう
 たとえ「しつけ」のためだと思っても、体に苦痛や不快感を与えることは、どんなに軽いものでも体罰です。子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰を行うことは、「落ち着かない」「がまんできない」「集団行動ができない」などの問題行動を生じる可能性が高くなるなど、子どもの成長や発達に悪影響をおよぼします。

■ 全国共通3桁ダイヤル
 いちはやく
189
 ■ 大牟田児童相談所 (Tel.54・2344)